

病後児保育室受入れ基準

病後児保育室では、事前の診察で医師により保育室の利用が不可能と診断された場合は、受入れをお断りしています。

【 病後児保育室を利用できない病状・症状 】

- ① 伝染性疾患(麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、インフルエンザ、流行性角結膜炎、ロタ等)の急性期で、他児に感染する恐れが強い。
- ② 感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い。
- ③ 38.0℃以上の発熱が続いている。
- ④ 嘔吐、下痢がひどく脱水症状の兆候(皮膚や唇の乾燥、涙が出ない、ぐったりして元気がない、等)がある。
- ⑤ 咳がひどく、呼吸困難である(喘息発作を含む)。
- ⑥ その他、医師により受入れが不可能と判断された場合。

【 各感染症と目安となる許可基準 】

- ① 麻疹 (解熱後 3日が経過すれば利用可能)
- ② 風疹 (発疹の消失後は利用可能)
- ③ 水痘 (全ての発疹が痂皮化すれば利用可能)
- ④ 流行性耳下腺炎 (耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が出現した後 5日を経過すれば利用可能)
- ⑤ インフルエンザ (発症後 5日を経過し、かつ解熱後 3日を経過すれば利用可能)
- ⑥ マイコプラズマ感染症 (解熱後 24時間が経過し咳が改善するまでは隔離室で利用可能)
- ⑦ RSウイルス感染症 (解熱後 24時間が経過するまでは隔離室で利用可能)
- ⑧ ヒトメタニューモウイルス感染症 (解熱後 24時間が経過するまでは隔離室で利用可能)
- ⑨ 溶連菌咽頭炎 (抗生剤の内服開始後 24時間が経過するまでは隔離室で利用可能)
- ⑩ 咽頭結膜炎(プール熱) (主症状消失後 2日が経過すれば利用可能)
- ⑪ ヘルパンギーナ (利用可能)
- ⑫ 手足口病 (利用可能)
- ⑬ ロタウイルス・ノロウイルス等の感染性胃腸炎

(嘔吐していないこと。かつ下痢はトイレ内あるいはオムツ内に収まる程度であること)

※ 解熱後とは、原則として(解熱剤の使用無く)37℃台に解熱したことをさします。

※ 隔離室対応の際は、その日の利用状況によって保育をお受けできない場合があります。